



# 商工会だより

発行  
越前市商工会

本所 〒915-0242 越前市粟田部町第11号9番地

0778-43-0877

味真野支所 〒915-0023 越前市池泉町20字17番1

0778-27-1110

白山支所 〒915-1233 越前市菖蒲谷町第19号8番地の6

0778-28-1359

<http://www.fsci.ne.jp/members/echizen/>

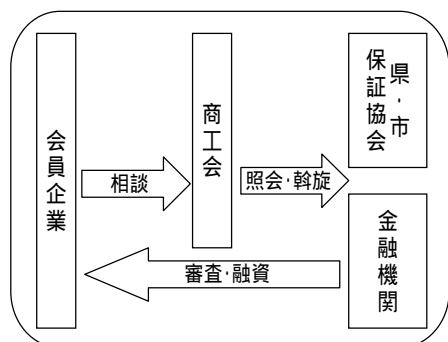
## 中小企業非常事態宣言

年末資金繰り対策緊急金融相談窓口を設置し、  
年末に向けた会員企業の資金繰りの円滑化を支援します。

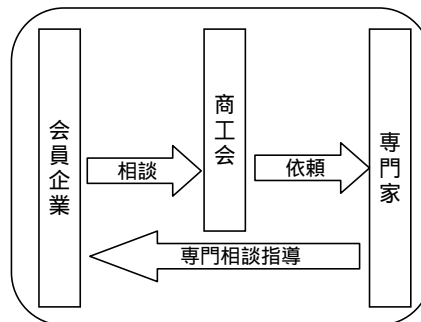
現在、我が国は、「百年に一度の金融危機（麻生首相談話）」に見舞われており、年末にかけては、地域の中小企業の経営環境は商工会発足以来最悪の状況になることが懸念されています。そこで商工会では、「緊急金融相談窓口」を開設すると共に、各機関と連携を取りながら各会員企業の現状にあった最適な融資制度を照会・斡旋し、企業の資金繰りを包括的に支援いたします。さらに、資金調達が困難な企業に対しては、税理士や中小企業診断士などの専門家を派遣し、資金繰り表、事業計画書の作成など資金繰りの円滑化を実現する支援を実施いたします。（裏面につづく）

## 資金繰り支援スキーム

### 金融照会・斡旋



### 専門家派遣



年末資金繰りには、次の緊急金融相談窓口をご利用ください。

### 越前市商工会

本所窓口	粟田部町 11 - 9	43 - 0877
味真野支所窓口	池泉町 20 - 17 - 1	27 - 1110
白山支所窓口	菖蒲谷町 19 - 8 - 6	28 - 1359

政府等緊急施策情報

公的機関が相次いで緊急対策を実施

.....

国・県・信用保証協会などでは、金融危機に対応した中小企業の資金繰りの円滑化を実現するため、相次いで緊急対策を実施します。

緊急保証制度(信用保証協会)

1. 保証協会の緊急保証制度の拡充を求める中小企業をほぼ全てカバー

従来の経営安定関連業種の185業種から618業種に拡大

新たに対象となった業種

- ・食品加工製造業 ・化学工業 ・プラスチック製品製造業
- ・飲食店 ・不動産業 ・卸売業 ・サービス業 ・小売業 など

2. 対象業種の方は、別枠の保証が利用可能

一般保証8,000万円に加えて、別枠で8,000万円。担保がある方は、一般保証2億円に加えて、別枠で2億円までの保証を利用できます。

3. 信用保証協会の100%保証を受けることが可能

この制度は、責任共有制度の対象外です。

政府系金融機関セーフティネット貸付(商工組合中央金庫、日本政策金融公庫)

1. 業種を問わず利用可能

2. 4億8000万円(中小企業の方)、4800万円(小規模企業の方)まで利用可能

県のセーフティネット資金(県制度融資)

1. 経営安定資金、資金繰り円滑化支援資金(借換資金)の要件を緩和

前年同期比減少する指標に、売上高の他、販売数量、営業利益率、売上総利益率が追加されました。また、減少率についても5%以上から3%以上に緩和されました。